

(大都市)大阪市における住民自治の現状と課題

～今後の目指す方向性～

大阪市会議員 武直樹

1. (中身のある)住民自治実現には何が必要か？

- 「都市内分権」+「声が届けられる仕組み」+「声を届けられる住民」
+「コーディネートする力量」が必要
- 都市内分権(自治体内分権)
- 住民が参加・参画できる仕組み
- 参加・参画する住民
- 参加・参画をコーディネートする力量

2. 住民自治ってそもそも何？

- 「地方自治の本旨」で「地方自治」は、「団体自治」「住民自治」での2つの要素で構成される
- ○「団体自治」は、自治体の権能の範囲。自治体の所掌事務の範囲とこれについて自律的に自己決定し得る権限の程度。政府間の事務権限の分担関係。
- ○「住民自治」は、自治体の職能に関する意思決定と、これに基づく事務事業の執行が、どのような仕組みの下にどの程度まで、地域住民の意向に即して実施されているのかという側面。代表機関及び補助機関と地域住民との間の意思疎通の程度。

都市内分権の位置づけは？

•「地方自治の理論枠組みに拠るならば、団体自治(自治組織権)と住民自治(参加及び 協働)によって都市内分権を捉えることも可能ではある。」

•「だが果たして、都市内分権を地方公共団体内部の自治ないし“ミニ地方自治”として捉えるのみでたりうるのだろうか。『地方自治』ではなく『都市内分権』を論ずるからには、地方自治の相似形にとどまらない、都市内分権の固有の意義を形式面と実質面の双方において問う必要があると思われる。」と飯島は問題提起している。

• つまり、従来の理論では、国に対する自由としての自治と、住民自治がそれぞれ別個のものとして議論されてきた。しかし現状の都市内分権の動きは、「団体内部の事象をも視野に入れるとともに、有権者住民に限られない私人による参加にとどまらない活動をも把握し、しかも、これらを同時に論ずる必要がある。そのための枠組みとして、都市内分権に固有の理論が求められるのである。」とし、「ひとつの突破口として、公役務編成権と公私協働論を接合することを考えてみたい。」と主張している。すなわち、行政サービスに直営の行政組織による一方的行為にとどまらない様々な手法が登場する中で、民営化に関して NPOや住民自治組織までも含む公私協働論と理解したい。

飯島淳子「都市内分権の法的検討」『都市内分権の未来を創る－全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察－』公益財団法人日本都市センター、2016年、25-26頁

•※上記西脇くにお「総合区による都市内分権と新たな住民自治の提案－大阪市総合区3案の検討－」論文より引用

3. 住民自治を実現するための方法・手段は？

○具体例

•選挙

•政治活動

.....

•諸法令による実現、リコール、条例制定改廃請求などの直接請求

•住民監査請求、請願、陳情

.....

•各部門別計画策定への参画

•パブリックコメント

•政策提言

•要望書

•要求運動

•住民懇談会

•アンケート

•苦情相談 などなど(別紙も参照)

4. 大阪市の住民自治の現状と課題①

(1) 条例に基づいて設置されている区政会議

①現状

- 24区の設置、委員選出状況(別紙のとおり)
- 合議体でない。個々の委員の意見表明の場。
- 意見をうかがう場、会議は実施するが組織ではない位置づけ
- どんな意見を求めるか？

区の総合的な計画に関する事項、区の区域内の基礎自治に関する施策等の中の主要なもの及びその予算、実績、成果の評価など

- 「審議会」でなく「行政運営上の会合」

4. 大阪市の住民自治の現状と課題①

(1) 条例に基づいて設置されている区政会議

① 課題

- 多様な活動主体の委員選出になっているのか？
- 事業の説明がメインになってしまい、意見を聞いたというアリバイ作りの場になっていないか？
- 個々の委員の意見表明で住民の皆さんの声が届いていると実感できているのか？
- 実際に施策や予算に反映されるのか？
- 地域団体や地域活動協議会から選出されている場合、地域からの意見取りまとめ聴取、さらに、区政会議の報告など仕組みとしてうまく連動しているか？
- 多様な声が区政会議に届いているのか？

4. 大阪市の住民自治の現状と課題②

(2) 地域活動協議会

概ね小学校区ごとに組織されている地域活動協議会
一括補助金、理念上は多様な活動主体が参画できる場

① 現状

② 課題

- ・ますます多様化する地域課題に対応できるのか？
- ・多様な活動主体が参画できているのか？
- ・新しい活動主体の発掘
- ・一括補助金の使いやすさ
- ・事務局機能の件
- ・CBSBといわれるがどこまでいけているのか？
- ・中間支援センターの機能と役割

5. 今後の都市内分権と住民自治拡充に向けて

～現状分析と課題の整理から～

(1) 都市内分権＋「声が届けられる仕組み」＋「声を届けられる住民」をどうコーディネートするか？

① 総合区制度

② 地域協議会

③ 区政会議

④ 総合区常任委員会

• 民主的正統性の担保

④ 区役所、中間支援組織の役割

～現状分析と課題の整理から～

「声を届けられる住民」をどうコーディネートするか？

⑤ 地域活動協議会

⑥ 今までのテーブル、新しいテーブル、参加したい人が参加できる

⑦ 区役所、中間支援組織の役割

6. 住民自治拡充に向けて (総合)区のビジョン・総合計画＋地域計画

- 長期的な区のビジョン、区の運営方針をどのように策定しているのか？
- この策定プロセスに住民が参加・参画できているか？
- 区内には、既に様々な課題別に、多種多様な地域課題を協議する場が存在している。
- これらをベースに新しい委員会(部会)を作るか、今ある協議体を利用する。
- 新しいテーマ型の協議体が声を届けられる仕組みがあまりない。
- 参加したいと思った人が参加できるテーブルがあまりない。出会えてない。
- このプロセス入れるだけでも、住民自治ずいぶん、進むと考える
 - 例：地域活動協議会、在日外国籍住民部会、人権啓発推進会議、地域共生ケア推進委員会、認知症ネットワーク会議、障がい者自立支援協議会、NPO連絡協議会など
- それぞれの、協議の場または委員会においてそれぞれが関わっている部分の現在の施策の現状分析と課題を整理し、声が届けられる場があることが必要。
- 今までは、課題を整理しても、もって行く場がないことが課題であった。
- 整理した政策提言を、区の運営方針に反映していく。